主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の適否について判断するに、弁論再開請求却下決定のように、訴訟 手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服 を申し立てることができない決定」にあたらないから、本件抗告の申立は不適法で ある。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五三年一月二五日

最高裁判所第一小法廷

夫	康	上	岸	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		山	本	裁判官